

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 11 号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(端数計算)				(支給しない場合)			
第 6 条 [略]				第 6 条 職員が、出張により、月の初日から末日までの期間の 全日数にわたってへき地等学校に勤務しない場合は、その月 のへき地手当及びへき地手当に準ずる手当は支給しない。			
(学校指定の申請等)				(端数計算)			
第 7 条 [略]				第 7 条 [略]			
(補則)				(学校指定の申請等)			
第 8 条 [略]				第 8 条 [略]			
別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係)				別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係)			
小学校				小学校			
所管教 育事務 所	学 校	所在地	級別 区分	所管教 育事務 所	学 校	所在地	級別 区分
盛岡教 育事務 所	[略]			盛岡教 育事務 所	[略]		
	外山小学校	盛岡市玉山区藪川	3 級		外山小学校	盛岡市玉山区藪川	3 級
	馬淵小学校	岩手郡葛巻町江刈			南山形小学校	岩手郡岩手町大字川口	
	南山形小学校	岩手郡岩手町大字川口			[略]		
	[略]				[略]		
北上教 育事務 所	[略]			北上教 育事務 所	[略]		
	岩崎新田小学校	北上市和賀町岩崎新田	1 級		越中畑小学校	和賀郡西和賀町越中畑	1 級
	越中畑小学校	和賀郡西和賀町越中畑			沢内第一小学校	和賀郡西和賀町沢内字 新町	
	沢内第一小学校	和賀郡西和賀町沢内字 新町			猿橋小学校	和賀郡西和賀町沢内字 泉沢	
	猿橋小学校	和賀郡西和賀町沢内字 泉沢					
	[略]				[略]		
大船渡 教育事 務所	[略]			大船渡 教育事 務所	[略]		
	崎浜小学校	大船渡市三陸町越喜来	1 級		崎浜小学校	大船渡市三陸町越喜来	1 級
	矢作小学校	陸前高田市矢作町			矢作小学校	陸前高田市矢作町	

	下有住小学校 上有住小学校	気仙郡住田町下有住 気仙郡住田町上有住	
[略]			
宮古教育事務所	有芸小学校 釜津田小学校 太平小学校	下閉伊郡岩泉町上有芸 下閉伊郡岩泉町釜津田 下閉伊郡岩泉町安家	3級
[略]			
[略]			
二戸教育事務所	二戸西小学校 奥中山小学校 小玉川小学校 笹渡小学校 円子小学校 山内小学校 宇堂口小学校	二戸市上斗米 二戸郡一戸町奥中山 九戸郡軽米町大字小軽米 九戸郡軽米町大字上館 九戸郡軽米町大字円子 九戸郡軽米町大字山内 九戸郡九戸村大字戸田	1級

中学校

所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
[略]			
花巻教育事務所	田瀬中学校 附馬牛中学校 小友中学校	花巻市東和町田瀬 遠野市附馬牛町 遠野市小友町	2級 1級
[略]			
宮古教育事務所	有芸中学校 釜津田中学校 太平中学校	下閉伊郡岩泉町上有芸 下閉伊郡岩泉町釜津田 下閉伊郡岩泉町安家	3級
[略]			

[略]

別表第3 (第2条関係)

小学校

所管教育事務所	学校	所在地
一関教育事務所	[略]	
[略]		

[略]

共同調理場

所管教育事務所	共同調理場	所在地

	有住小学校	気仙郡住田町上有住	
[略]			
宮古教育事務所	有芸小学校 釜津田小学校	下閉伊郡岩泉町上有芸 下閉伊郡岩泉町釜津田	3級
[略]			
[略]			
二戸教育事務所	二戸西小学校 奥中山小学校 笹渡小学校 円子小学校 山内小学校	二戸市上斗米 二戸郡一戸町奥中山 九戸郡軽米町大字上館 九戸郡軽米町大字円子 九戸郡軽米町大字山内	1級

中学校

所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
[略]			
花巻教育事務所	附馬牛中学校 小友中学校	遠野市附馬牛町 遠野市小友町	1級
[略]			
宮古教育事務所	有芸中学校 釜津田中学校	下閉伊郡岩泉町上有芸 下閉伊郡岩泉町釜津田	3級
[略]			

[略]

別表第3 (第2条関係)

小学校

所管教育事務所	学校	所在地
北上教育事務所	いわさき小学校	北上市和賀町岩崎
一関教育事務所	[略]	
[略]		

[略]

共同調理場

所管教育事務所	共同調理場	所在地

<u>一関教育事務所</u>	<u>一関市興田学校</u>	<u>一関市大東町鳥海</u>		
	給食センター			
久慈教育事務所	[略]		久慈教育事務所	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。